

令和5年7月13日
人形峠環境技術センター

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定に係る変更認可申請の一部補正」に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について

人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定に係る変更認可申請の一部補正に関する核物質防護規定（以下「PP規定」という。）及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。なお、本評価書は、7月6日付けで提出した「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定に係る変更認可申請の一部補正」に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について、記載内容を見直したため、再提出するものである。

1. 申請の概要

- 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、外部機関への委託に当たっては、品質マネジメントシステムの調達プロセス等により当該測定の品質を確保することを明確にする。
- 保守及び改造作業の実施に当たって、その内容が核燃料物質の使用の許可申請事項の変更に関わる場合は、第50条第1項に規定している職位が核燃料物質の使用の変更の許可申請の手続を行うことを明確にする。

2. PP規定及び保障措置への影響

○PP規定：影響なし

（理由）今回の申請は、人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定の別紙に放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、外部機関への委託に当たって、品質マネジメントシステムの調達プロセス等により当該測定の品質を確保することを明確にするものである。また、保守及び改造作業の実施に当たっては、その内容が核燃料物質の使用の許可申請事項の変更に関わる場合は、第50条第1項に規定している職位が核燃料物質の使用の変更の許可申請の手続を行うことを明確にするものであることから、防護対象設備の追加等ではなく、侵入防止対策に係る性能についても影響を及ぼさないため、核セキュリティ対策に影響はない。従って、PP規定の変更も不要である。

- ・防護対象の追加等なし
- ・侵入防止対策に係る性能への影響なし

○保障措置：影響なし

（理由）今回の申請は、人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定の別紙に

放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、外部機関への委託に当たって、品質マネジメントシステムの調達プロセス等により当該測定の品質を確保することを明確にするものである。また、保守及び改造作業の実施に当たっては、その内容が核燃料物質の使用の許可申請事項の変更に関わる場合は、第50条第1項に規定している職位在核燃料物質の使用の変更の許可申請の手続を行うことを明確にするものであることから、保障措置対策に係るものではなく、監視装置の視野障害や封印への接触等での損傷防止への配慮、保障措置に関連する設計情報の変更に当たらないため、保障措置対策に影響はない。

- ・ 既定の査察実施に支障なし
- ・ 監視カメラの視覚障害なし
- ・ 監視カメラの移設不要
- ・ 環境サンプリングに支障なし
- ・ 保障措置実施手順書の履行に支障なし
- ・ 入域制限措置不要
- ・ DIQの変更不要
- ・ 計量管理規定の履行に支障なし

以 上